

令和3年度

斜里町コンプライアンスの推進等に関する条例に関する運用状況について

(1) 公益通報の状況

受理	調査	措置
0	0	0

※公益通報制度とは

町が実施する事務もしくは事業に関するもので、法令に違反する行為、人の生命・身体・財産・その他の利益を害する行為、公益に反する行為または公正な職務を損なう行為が生じ、もしくは起こるのではないかと思われる場合に、職員等が外部審議員または庁内委員会に対し通報ができる制度です。

(2) 働きかけ行為の状況

受理	調査	措置
0	0	0

※働きかけ行為とは

町の行う事務事業に関し関係のある団体や個人が町職員に対し、職務に関することで法令等に根拠がなく、または正当な理由がないにもかかわらず、職員の公正または正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為のことです。

具体的には、町が行う許認可などの業務に関し、特定の者や団体等に対し有利な取扱いをするよう求めることや、職員のみが知りうる職務上の秘密などを漏らすことを強要するなどの行為が該当します。